

令和4年
3月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月14日（月曜日）

議 事 日 程

令和4年3月14日 午前10時00分 開議

日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第2号から議案第14号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

日程第2 陳情について
（常任委員会付託）

追加日程第1 議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議
（提案理由の説明、採決）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（6名）

1番 古川元規君
2番 良峯喜久男君
3番 加藤智恵子君
4番 （欠員）
5番 森弘秋君
6番 竹島貴行君
7番 前原英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 古越邦男君

教 育 長	早 川 誠 一 君
総 務 課 長	松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課 長	田 中 勝 君
代 表 監 査 委 員	川 崎 正 夫 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松 本 良 樹
事 務 局 係 長	喜 田 義 樹

午前10時00分 開議

○議長(森 弘秋君) ただいまの出席議員数は6人です。定足数に達しておりますので、令和4年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第2号から議案第14号まで

○議長(森 弘秋君) 日程第1 議案第2号 令和4年度舟橋村一般会計予算から議案第14号 村道の路線認定の件まで、13件を一括議題とします。

(一般質問及び質疑)

○議長(森 弘秋君) これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

2番 良峯喜久男君。

○2番(良峯喜久男君) おはようございます。2番良峯喜久男です。

当村でも2月に入り、保育施設でのコロナ感染症のクラスターが発生して、私のカウントが間違いでなければ、2月一月で88人が感染して、うち32名が10歳未満児という若年層の感染が多く見られています。そして、3月に入りましても、感染状況はよくなり、昨日13日までに29人の感染が確認されております。

この状況の中で、終息に向け希望の光を取り戻すべく、ようやく舟橋村でも2月26日から3回目のワクチン接種が始まりました。これを機に終息することを願いたいと思います。

さて、今回、私からは古越村長に2点お聞きします。

1点目ではありますが、「みんなで創ろう「ふなはし」 チーム“ふなはし”で新しい時代にチャレンジ」を合い言葉に、村長に就任されて1年が経過しました。令和3年第1回議会臨時会での提案理由説明での所信表明の中で、小中学校の学校医をはじめ、村民の健康増進事業の医療機関の取組、また子育て世帯が安心できる支援策の実現、舟橋村の基幹産業である農業への支援策、そして防災についても話をされております。

就任1年を経過されて、コロナ禍の中、厳しい状況下であったと思いますが、これまでの成果と今後の村づくりに向けての思いをお聞かせください。

また、コロナ禍で仕方ないと思いますが、住民に向けてイベント等の情報発信が少なくなっており、村長が今何をされているのかとの声も聞こえてきます。

さきの議会でも話しましたが、執務室で待つのではなく、自分から外に出られて村民の声を聞かれる場、タウンミーティング等の再開も考えられたらと思います。

次に、政策参与についてお聞きします。

昨年末に、施策の企画・立案及び重要課題の解決の促進に資するために政策参与を置きたいとお話があり、今年に入ってから全員協議会で舟橋村政策参与設置規則を提出され、議員の慎重にとの声もあったにもかかわらず、1月11日から長井氏を登用されております。

そこで、政策参与の職務の内容について、今現在携わっていただいている職務、これからやってもらおうと思う職務についてお聞かせください。

また、登用説明で、報酬については支給しないとされましたが、働く者にとって無報酬では就業意欲も薄れるのではと考えます。今後も働いてもらうのであれば、参与報酬についてきちんと条例で定め、長井氏に職務に見合った報酬を支払うべきと考えますが、村長の考えをお聞かせください。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 2番良峯議員の、就任1年目の成果と今後の村づくりについての質問にお答えをいたします。

まず、村民の健康増進のための医療機関との取組についてですが、特定健診受診者などで、健診の結果、医療機関での受診が必要な方や未治療者、治療中断者がおられたとき、医療機関への受診を勧奨した際、本人同意の下、医師に対し情報提供書を送り、返書で治療状況などの確認を行ってまいりました。その上で、保健師の訪問などにより、医師の指示に沿った保健指導を行うことで、対象の方に統一した助言を行っております。

今後は、ただいま申し上げました事業を継続的に実施し、より一層村民の健康増進につなげていきたいというふうに考えております。

また、無医村の問題につきましては、現在、医師等の情報収集に努めております。まだ議会に対してご報告する状況までには至っておりませんが、環境が整い次第、ご報告申し上げたいというふうに考えております。

次に、子育て世帯が安心できる支援策の実現についてであります。

令和3年4月より子育て世代包括支援センターを本格始動し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の実現に向け、取組をしております。また、継続的な支援が必要な方のためのこども家庭総合支援拠点も同時に設置し、両輪で支援体制の構築を図っております。親子がゆっくり相談できるよう、役場3階の1室を相談室として整備いたしました。

また、保健師は業務分担制と地区分担制を取り入れており、妊娠届を地区担当者が受け取ることでファーストコンタクトとしております。その後、妊娠8か月頃に助産師によるゆりかご面談を行い、妊婦に健康状態の確認や困り事に対する助言を行い、産後のサービスや子育て支援センターの紹介等を行っております。

出産後の夫婦のイメージづくりのためにパパママ教室の開催や、ゆりかご面談時の助産師による新生児訪問、担当保健師による2か月児訪問等、子育ての入り口での支援に力を入れております。その後も、乳幼児健診や離乳食教室などでお会いし、相談場所としてPRをするとともに、子育て支援センターでは、お母さん同士が情報交換できる仲間づくり支援に力を入れてまいります。

次に、農業への支援策についてでございます。

令和3年度には、経営体育成支援事業といたしまして、1月の大雪により被害のあった農業用育苗ハウスや農業機械において、農業者の救済処置として再建や購入費用に対する支援策を講じ、主に大型経営体の育苗ハウス、農業機械が被災し、全て復旧させるには多額の負担が生じるのところ、支援事業を使うことで経営体の負担を大幅に削減する事ができたことと考えております。

また、令和元年度から継続してありますドローンによる薬剤散布事業では、農事組合法人東和にドローンによる薬剤散布を依頼し、10アール当たり2,000円の補助支援をしてまいりました。

このことにより、農家の方が東和へ農薬散布の注文を出す際、正規の請負金額より低い金額になり、注文をする農家のコスト負担軽減につながったと考えております。また、高齢農家の労力の負担が軽減され、村の農家からも評価を得ているところでございます。

今後に向けましては、複数人での農業機械の購入、また農家負担の軽減のため、ドローンによる薬剤散布事業については継続して実施してまいりたいと考えております。また、村の農業人口は高齢化、また引退などで、今後どのように農地を守っていくかが課

題となってくるものと考えており、村には意欲のある若い担い手も存在し、明るい希望もありますので、今後どのように農地を集積し、担い手に集約していけるかという課題の解決に向けて施策を進めていきたいと考えてもおります。

次に、防災についてであります。

まず、令和3年4月に舟橋村防災士養成事業補助金交付要綱を制定し、富山県防災士養成研修の受講者へ個人負担金を補助するということといたしました。令和3年度においては、本村から5名の方が受講されております。

また、現在工事施工中ではありますが、舟橋会館と京坪川河川公園にフリーWi-Fiが利用できるよう、環境を整備しております。いずれも避難所となる施設であり、有事の際に不特定多数の方が、通信容量を気にすることなくインターネットに接続して情報が取得できるよう、専用の周波数を使用する地域BWA方式による整備を進めております。4月1日より運用開始できるよう事業を進めておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、本村におけます地域防災の要となるのは、自助意識の醸成、共助の体制強化、そして公助によるきめ細かい政策の推進であると考えております。今後とも、防災士の育成、自主防災組織の強化を図る等、村民の防災意識の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、政策参与についてでございます。

政策参与につきましては、主に2つの案件について携わってもらっております。昨年の私の就任以来ご指摘いただいているもので、昨年12議会で第三者調査委員会による検証をお約束し、新年度予算にもその経費を盛り込んでおりますが、1つは、平成28年度から令和2年度までを計画期間として取り組んでまいりました地方創生事業であり、2つ目は昨年2月に処分の決定をいたしましたパワーハラスメント事案の再検証でございます。

これらの検証作業に当たっては多大な時間と労苦を要すると考えておりますが、政策参与の希望として、舟橋村をよくしたい。村民の皆さんが村政についてより理解を深めていただくとともに、職員が公務員としての誇りと仕事への情熱を持って働き、村民の役に立つ、強くてしなやかな集団になってもらいたいとの強い気持ちでお手伝いをしているところでございます。ご理解のほど賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 良峯喜久男君。

○2番（良峯喜久男君） ただいま村長の思いをお聞かせいただきましたが、私が前回お願いいたしました、各自治会で防犯カメラを設置するための補助金等々の話とかというのでも出てくるのかなと思いましたが、出てきておりません。

いずれにしても、もっと議会にも住民にも情報発信をしていただいて、第5次総合計画に将来像として掲げた「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし」を目指したまちづくりを一緒に進めたいと思っております。

舟橋村政策参与につきましては、舟橋村政策参与設置規則第4条に、政策参与は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とすると記されています。また、第1条には、専門委員として政策参与を置くとも記されております。

ただいまの答弁は、本来は村長の仕事であると私は思っております。

それと、ほぼ毎日出勤されているとも聞きます。専門委員としてであれば、教育の専門、農業の専門、行政の専門という各部門での専門の施策の推進に関する助言や調査、診断に関する業務に就いていただいて、非常勤職員として働いていただき、それに見合う報酬はきちんと支払うべきと考えます。

今の答弁で、方針についての回答はいただいておりません。もう一度それをお伺いいたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 良峯議員さんの再質問について、お答えさせていただきます。

今ほど答弁で申し上げさせていただきましたが、村のために情熱を持って、今現在無報酬で働いてもらっております。

議員の皆様の賛同が得られることになれば、多少なりとも報酬はお支払いできないかなど、私は個人的には思っております。よろしくどうぞお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 3番 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 3番加藤智恵子です。

初めに、村政の透明性についてお伺いします。

村民の多くが、古越村政が分かりにくいと言われております。

まず初めに、副村長復活の件で分かりにくかったことを申し上げます。

12月定例会で、副村長候補の氏名や経歴などうわさ話が先行して、村長から名前や

推薦した理由など最低限の説明すらないままに副村長復活を提案され、否決されました。名前も分からないものを承認させるのは極めて不自然です。

12月定例会最後に、来年度からの副村長職の復活を目指し、来年の3月定例会で再度提案すると明言されましたが、提出されませんでした。

村長が本気で副村長の復活を目指されるのなら、村民の理解を得られるように、少人数、短時間などコロナ感染症予防対策を取り、工夫をしながら、各地区に出向き公聴会を開いたり、議員一人一人にもっと説明を行うなど、働きかけが必要だったのではないのでしょうか。残念ながら、新しい動きはなかったと思います。

また、多くの村民は、副村長候補と政策参与が同一人物だったことに驚いています。それが副村長復活を提案しなかったことと重要な関係があるのではないかという疑念を持っておられます。説明をお願いします。

また、政策アドバイザーと政策参与の違いが非常に分かりにくいと言われていました。分かりやすく説明をお願いします。

今は参与が村長代理のように毎日役場に来ておられます。村長は自宅でリモート勤務をしておられました。隔離された村長室で、何で村長が在宅勤務をしないといけないうのか不思議に思って問い合わせた後は、今は在宅勤務はしておられないということです。

次に、職員採用について、多くの村民から次のような疑問の声が上がっています。「おかしくない、村役場の職員採用に疑問あり」。

このたび村の職員として採用された男性職員は、杉田雅史前議長のご子息である。行政のチェック機能である議員と村長の癒着も甚だしいと思いませんか。

仮に、議員の家族に職員がいるとしても、当初から職員に採用された後に家族の者が議員として当選しても問題になることではないが、現職議員の親族を在職中に採用するなど、どのような説明があっても村政に対する不信感はぬぐえない。

村長、監査委員、職員担当者、議長より説明を伺いたいというご意見が書面で届いています。村長の説明を求めます。

次に、子育てアプリについてです。

ただいま調査中とのことで、分かっている範囲で説明をお願いします。

また、第三者委員会で検証されるとのことですが、再発防止に向けた取組をお願いします。

また、第三者委員会では、パワーハラスメント、以下、「パワハラ」と申し上げます。

パワハラについても検証されるとのことですので、昨年6月の杉田議員の質問にあったように、明るみに出ていないことや過去のもみ消し、業者へのパワハラ行為について検証をしてもらうことが必要だと、杉田議員は言っておられます。

中には村にとって不都合な真実も出てくるかもしれませんが、村長は公平公正な判断をお願いします。

ぜひ調べていただきたいことの項目を二、三申し上げます。

数年前の職員旅行の温泉旅館での暴行事件。当時副村長として村長は参加しておられたので、よくご存じだと思います。

昨年2月、パワハラで処分された事件の全容。なぜそのパワハラだけが素早く処分されたのか。全容とNHKニュースとの関連が気になります。これに関しては情報開示を求めます。

ここから以下は、監査委員をしておられた杉田議員の質問を引用させていただきます。

「パワハラにつきましては、以前、園むすび事業の実績確認のため村の書類を確認させていただいた際に、委託業者の社員の話として、当村職員によるパワハラと思われる言動の話が載っていました。その後の確認により、文書管理の問題や事実の隠蔽かと思わせるような行動もあったことにより、この外部業者に対するパワハラ問題の確認が取れない状況となっております」。以上、杉田議員の発言でした。

村長は、詳細を調査し、厳正に対処する義務があると思います。村長や総務課長が長期にわたり何もしないのは、3名の監査委員を信用していないということになると考えます。

以前、自分が書類を見ていないから、そんなことはなかったと言い切られました。そして、今まで何もされていません。書類が破棄された疑いがあるからこそ事件性があると思って、慎重に対処していただきますようお願いいたします。

また、パワハラ再発防止のため、いかに制度や組織が整備されても、それを運用する者の心構えがなければ、制度は生かされません。「議員必携」より引用させていただきました。

次に、待機児童対策についてです。

令和4年度の保育所年度途中入所について、舟橋村で待機児童が発生した2年前と全く同じ状況が起きています。教訓が生かされているとは言えないと思います。

2年前の説明では、令和4年度から待機児童は発生しないと断言されました。しかし、

現実は大変厳しい状況であることが分かりました。

そのため、保護者から保育園について説明を聞きたいという要望があり、3月11日金曜日、舟橋会館で役場と保護者二十数名と話し合いが行われました。そのときの状況と今後の見通しについてご説明をお願いします。

先般、将来人口増の見通しについて、舟橋村は4,000人を目指すと公表され、水道施設について対応が示されました。水道の将来見通しも大事ですが、若い転入者の多い村にとって、保育施設の整備は最重要課題であると考えます。

将来予測は簡単ではありませんが、せめて待機児童が発生しないよう、村は全力で取り組む必要があると考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、児童館についてです。

令和4年度、舟橋会館に児童館機能を持たせると発表があり、大変うれしく思っているところです。

もうすぐ春休みと新学期が始まります。今分かっている範囲で具体的な内容、進捗状況を教えてください。

最後に、高齢者対策です。

2025年には団塊世代全ての方が75歳以上になり、医療、介護が増加し、高齢独り暮らしや高齢者同士の世帯数の増加が予測されます。

これらの対応の一つとして、村長は昨年12月に後期高齢者の外出支援送迎システムを構築すると述べておられます。

どのようなシステムができるのか、またいつから稼働するのか楽しみにしている村民も多くおられます。

一日でも早く村民の足を体制としてつくっていただき、稼働することを切望しています。進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

最後になりましたが、公共施設のバリアフリーの一環として、役場のスリッパ履き替え廃止を検討すると答弁がありました。多くの村民が今か今かと待ち望んでいます。

何が障害になってスリッパの廃止ができないのか、いつからスリッパの廃止ができるのか詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 3番加藤議員の待機児童についての質問にお答えいたし

ます。

人口については、第2期総合戦略において、令和3年度から7年度の5か年にかけての取組で、子育て世帯の20世帯40人の転入を目標に掲げております。そのため、保育所を増設して子育ての受け皿の環境整備に取り組んでまいりました。

しかし、近年は、出生数が30名程度で推移していたものが、今年度の出生数は45名と平年を大きく上回りました。

こども園や保育所との園長先生との会議で、一人でも多くのお子さんを受け入れてくださるようお願いしましたが、施設の面積基準があり、必要な面積を確保できないことや保育士の不足もあり、実現できませんでした。

子育て環境の整備を村の基本政策に捉えて、それに共感して舟橋村に移り住んだ方にとっては大変寂しい思いをさせて申し訳なく思っております。

令和4年度には、出生数を再度予測して、それに向けてこども園と保育所の園長先生と会議を持ち、預け入れを希望される保護者に対して充足させることができるよう努めてまいりますので、議員のご理解をお願い申し上げて、答弁いたします。

続きまして、児童館開設についてお答えいたします。

村長の提案理由でも申し上げましたが、来年度から舟橋会館において、子どもの見守り事業を実施いたします。今までこどもきちで行われていた習い事の舟橋会館への移動に伴い、習い事の始まりまでの時間や習い事が終わって親が迎えに来るまでの時間について、見守りを実施いたします。

子どもたちが宿題や読書をして過ごし、また安全に落ち着いて過ごせるよう、専門の職員を配置します。舟橋会館に児童館的な役割を持たせ、小学校1年生から4年生までの子ども同士が気軽に行ける遊び場として開放することも予定しており、雨の日や猛暑日等、遊ぶ場所に迷う子どもたちの選択肢の一つになると考えております。

最初は習い事のある児童を中心に考えていますが、支援員の意見や保護者のニーズをお聞きしながら、要望に応じていきたいと思っております。

議員ご指摘の児童館開設については、来年度の状況を見た上で適切に判断したいと思っておりますので、議員のご理解をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（森 弘秋君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 私のほうからは、高齢者の移動支援について、それとスリッパの件についてお答えをいたします。

高齢者の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、高齢者の外出支援についてであります。12月定例会一般質問におきまして、外出支援に関するアンケート調査の調査結果の分析から、かみいち総合病院への通院と買物を合わせた循環型のシステム構築を検討していくと答弁いたしました。

村といたしましては、先進事例研究やノウハウを学ぶことによって、村の実情に合った移動支援サービスを導入することが必要だと考えております。

その後の進捗でございますが、今年度県が開催しております市町村向け移動支援研修会に参加するなどし、移動支援の専門家や先進団体に村の現状や課題を説明した上で個別の相談を行っております。行政が直接実施するほか、住民主体の移動支援や介護保険制度を利用した移動支援手段、担い手の発掘などについて様々な手法や留意点をご紹介いただいております。

また、12月定例会の答弁では、買物、通院への外出に関して、現時点でも不自由とされている方が25%程度いらっしゃることから、ひとり暮らし高齢者、障害者にも訪問、聞き取りにより困り事の詳細を把握しつつ、必要な支援が受けられるようサポートしていくと答弁をいたしました。

その進捗といたしましては、毎年1月から3月に行っております65歳以上のひとり暮らし世帯、75歳以上世帯、要介護認定者世帯を対象とした避難行動要支援者世帯の調査のための訪問時に、聞き取りで、外出状況を含めた日常の困り事の把握に努めているところであります。

村といたしましては、きめ細かな現状把握と支援と同時に、引き続き村の実情に合った外出支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、役場のスリッパの件でございます。

加藤議員のご意見をいただいてから、庁舎の設計業者に現地を見ていただき、1階のフロアについては特に問題はないが、2階、3階については、床の素材がカーペット、フローリングであることを考えれば、清掃について検討する必要があるとのご意見をいただいております。

庁内で検討した結果、住民の方の利用頻度が最も高い1階フロアについて、4月1日からスリッパを廃止することを予定しております。また、2階、3階につきましても、清掃の問題ですとかその辺がクリアできるのであれば、段階的に廃止を検討していく予定としておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁といたしま

す。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 3番加藤議員さんの、村政の透明性についてのご質問にお答えをさせていただきます。

副村長が必要とされる理由は大きく2つございます。1つは、よく報道でも見られますように、行政ニーズが高度化・複雑化する一方で、厳しい社会経済環境への対応が求められていることでもあります。

情報技術の発展に伴うDXを活用した行政の効率化や教育、農業などの産業分野での有効的活用。新型コロナに代表されるような突発変異ウイルスによる新たな感染症対策への対応。団塊世代を中心に高齢者が相対的に増加していくことによる人口構造の急激な変化への対応等、様々な課題が迫ってきておりまして、政治責任を持った、判断の一翼を担う人材が必要と考えております。

2つ目は、議会でも1年間にわたりご指摘をいただきました地方創生事業の費用対効果に関する検証や長期間に及んだパワハラ事案、また幹部職員による官製談合など、組織内の問題への対応であります。

これらの諸問題が起こったことに関しましては、私にも責任があると思っておりますが、今後、二度と同じ轍を踏まないためにも、職員教育に力を注ぎ、強くて柔軟な組織にするためのマネジメントをしっかりと行っていく必要があると考えております。

現状は、残念ながら、今申し上げました不祥事等により、組織の活力が大きく損なわれております。職員一人一人がその能力を遺憾なく発揮し、村民の皆さんのお役に立ち、期待に応えられる組織に生まれ変わるために、副村長としての新しい視点を持つ人材を配置したいと考えております。

次に、職員採用のプロセスについてお答えいたします。

当村の職員採用は公募により行い、試験は1次試験及び2次試験の2回実施しております。

1次試験では、教養試験及び職場適応性検査を外部委託により実施しております。教養試験は、時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する力を問う問題であります。職場適応性検査は、公務員として職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係での性格特性を見るものでございます。

次に、2次試験は、教養試験の採点上位者で面接試験を実施しております。その後、1次及び2次試験の結果から総合的に判断し、面接官の合議で採用者を決定しているわけでございます。

今後とも、引き続き公正な採用に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育てアプリについてのご質問にお答えいたします。

子育てアプリを含めた各種の地方創生事業につきましては、新年度予算案で提案しております第三者調査委員会で、事業の実施方法や費用対効果も含めて検証し、併せて今後の適切な事業の遂行方法等について提言していただくことにはしておりますが、特に議員ご指摘の子育てアプリにつきましては、村と開発業者との間で締結した委託契約において、ソフトの著作権がいずれにあるか双方の捉え方に根本的な齟齬があったために昨年の途中で運用が打ち切られるなど、村民の皆様には多大な迷惑と不安をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

地方創生プロジェクト推進の中心となっておりますが、この件につきましても、第三者委員会で詳しく調査していただき、どこに問題があったのか明らかにしていただき、責任の所在を明確にしてまいりたいと考えております。

また、パワーハラスメント事案につきましても、処分の決定をした問題に限らず、幅広く調査対象として、職場のハラスメント土壌を一掃し、庁舎内の職員全てが明るくいきいきと働くことができるよう、専門の学識経験者の方に検証と提言をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 今ほどは、答弁ありがとうございました。あと、もう少し質問させていただきます。

まず、前議長の子息を採用されるに当たって、その辺はどのように村長はお考え、お感じになったのか。そして、一般的な採用の仕方を今述べられましたが、古越村長独自で何かほかに選考に当たって、こういうふうなことを配慮しているとか、そういうのがあればお聞かせいただきたいと思います。

あと、政策参与と政策アドバイザーの違いをもう少し明確に説明していただけたらなと思います。

それと、やはり副村長を設置する前に、村長がもっともっと舟橋村のために汗をかか

れたらどうかと思います。汗をかいているふうには、私には感じられません。

例えば、在宅勤務をするとか、もし職員がそれを勧めても、いやいやいや、自分だけは村長室に残るとか。

あと、これだけ保育園の問題が多数発生しているのに、そのまま静観しておられたのか。

先週の金曜日に、保護者の方が集まられたときに、村長は、ちょっと厳しいかもしれませんが、自分のために1,330万円は使えるんやね。Wi-Fiもオレンジパークに、じゃいつそこに行くの。雨の日だけ。豪雪のときは、オレンジパークは避難場所にはならないでしょう。

やはり、限られたお金をどのように使うかは、最終的に割り振られるのは村長ではありませんけども、今この事態を一番分かっているのは村長であるはずですよ。

だから、村長が、まず保育園、舟橋村の子どもたちのために、毅行福祉会及びYMCAのトップに頭を下げて、ぜひ大変でしょうけど、協力してもらえないかというお願いに回るほうが私はいいと思います。

そして、何でも自分でやるというその気構え、心構えが大事なのではないでしょうか。例えば、先ほども申し上げましたが、本当に副村長を設置したいと思えば、少しずつ地域を回って、自分が出向いて、地域に、住民の皆さんに、こつこつ、こつこつと説明をしたり、議員も今コロナも、なかなか舟橋村からゼロにはなっていませんが、その辺の対策を十分にしながら、濃厚接触者の条件に当てはまらないように注意しながら、自分がいかに副村長設置を望んでいるか。そして、その理由を説明して初めて副村長を考えると、思えるんです。そして、理解を得られると思います。

今のままでは、副村長設置に対する理由がまだよく分かりません。また、返答をお願いします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 加藤議員さんの再質問について、お答えをさせていただきます。

前議長のご子息云々というご質問でございますが、全くそういうことは関係ございませんで、きちんと採用基準に基づいて採用したということでございます。

私自身の選考基準等も持っておりません。私自身、合議で選考いたしましたので、そういうことは全くないということでございます。

あと、参与とアドバイザーにつきましては、きちんとペーパーにまとめまして、ご報

告をさせていただきたいというふうに思います。

それと、Y M C A、毅行福祉会の件につきましても、お願いをちゃんとしてございます。ただ、11日には出なかったということでございます。

あと、副村長の件につきましては、説明不足だと言われることについてはご指摘のとおりにかというふうに思いますので、これからは必要性を皆さん方に訴えていきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） ありがとうございます。

一つ確認させてください。保育園のことは本当にずっと最重要課題だと思っているので、今Y M C Aと毅行福祉会にお願いはしたっておっしゃいましたが、毅行福祉会及びY M C Aに出向いて行かれたのか、それとも村長室から電話でお願いされたのか。その辺、すみません、ちょっと細かいことですが、お答え願います。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 今のご質問につきましては、村長室に来ていただいてお話をさせていただいたということでございます。

○議長（森 弘秋君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） すみません、こちらからお願いするときは、呼び出すというのは、私はいかがなものかなと思います、一応私見ですけども。誠意は伝わるのかな、果たして、呼びつけておいてという。

私だったら、そんなふうに行動を取ると思います。こちらから出向く。

以上です。ありがとうございました。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 今のご質問でございますが、呼び出したということじゃなくて、おいでいただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（森 弘秋君） 7番 前原英石君。

○7番（前原英石君） 前原でございます。よろしくお願いをいたします。

舟橋村の感染者数につきましても、ここしばらくゼロという数字を見ることが少なくなってきました。

また、今回の一般質問につきましても、なるべく簡潔に質問いたしまして、答弁につ

きましても、分かりやすく簡潔な答弁を期待します。

それでは、これより、通告をしております3点についての質問を行います。

最初の質問につきましては、第2期地方創生事業の展望及び第1期地方創生事業の第三者委員会での検証、次に、ふなはしテトラ協働本部の今後とコミュニティスクールについて、そして最後に、新型コロナウイルスに対する感染対応について質問をいたします。

それでは、第2期地方創生事業の展望及び第1期地方創生事業の第三者委員会での検証から始めます。

令和3年度よりスタートした第2期地方創生事業は、第1期の事業とはがらっと変わり、住民主体の目線となった事業が多くなってきていると感じられます。事業内容についても、分かりやすく計画されていると感じます。何より事業の予算についても、これまでと大きく違い、低予算で多くの事業が行われ、職員も知恵を絞ったことと思っております。今後は、少ない経費で事業効果を最大にしてくれることを期待します。

そこで、令和3年度から、地方創生事業について、これまでどのようなコンセプトで事業展開を行ってきたのか、事業と事業効果についてお聞きします。

次に、先日の新年度予算発表の場でも多くの新規事業が実施されると説明を受けましたが、令和4年度はどのような点に力を注がれ、事業展開を行っていくのかお聞きします。

いずれにしても、住民にも分かりやすく、住民から理解や協力を得られる事業にしていただきたいなというふうに思っております。

また、第1期地方創生事業の第三者委員会についてですが、今議会で第三者委員会設置についての予算計上がされております。地方創生特別委員会では、かねてより第三者委員会での1期事業の検証をお願いしてまいりましたが、ここに来て、やっと動かれたかなといった感じがしております。事業検証に踏み切っていただき、第三者の皆さんでしっかりと検証していただきたいと思います。当局としては不本意なことかもしれませんが、委員の皆様には中立の立場でしっかり洗い出しを行っていただきたいと思います。

昨年、パワハラ、官製談合など、村にとって住民から不信感を増す事件が多く、これを機に村の本質を改め、住民から信頼されるよう、迅速で公平な調査になるように努力していただきたいなというふうに思っております。

そこで、今回提案されています予算で想定しておられる委員の構成メンバー、委員会の開催予定回数、検証方法、検証結果報告の時期についてお聞きします。

次に、2点目として、ふなはしテトラ協働本部の今後とコミュニティスクールについて質問いたします。

今年度から開設されましたふなはしテトラ協働本部は、開設して1年目から積極的に地域をつなぐ役割を果たし、住民からの信頼も着実に高めてきていると感じています。私も、人間性、実行力、企画力等で今回の職にうってつけの人材であると思っていて、これまで長年教師として社会体育、社会教育の立場で舟橋村との関係を築いてこれ、信頼も厚い土田先生を中心として、地域と学校の連携体制強化と、それを基盤としてより多くの地域の人々や団体が参画したネットワークを形成する体制が整うのではないかと大きく期待を寄せています。

2年目となる今年度についても、協働本部に対する期待がますます高まってきます。より地域と学校、行政、家庭が連携し、子どもたちの成長を支えていくための事業展開を行っていただきたいと思います。

そこで、こうした点を踏まえ、令和3年度の、ふなはしテトラ協働本部がこれまで取り組んでこられた事業成果と、令和4年度はどのような点に主眼を置き、どのような事業で目的達成につなげていかれるのかお聞きします。

私の思いですが、第2期地方創生事業、ふなはしテトラ協働本部については、新たにスタートを始めた部署ですが、これまで足りなかった庁内部署の連携も、これまでよりスムーズに取られているような感じがしています。長期間とは言えませんが、担当が知恵を絞って考えた事業ばかりです。腰を据えてそれぞれ責任を持たせ、結果を評価できる時期まで、目的達成に向け汗をかいてほしいと思うことから、担当者の固定化が必要だと考えます。また、それを職員評価につなげれば、仕事のやりがいにもつながると思いますが、どのように考えられますでしょうか。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

細かく要点を分けて質問しますので、それぞれ明快な答弁をお願いします。

1つ目として、村内感染者が初期に比べ急増しているのではないかと感じていますが、どのように分析をしておられるのでしょうか。

2つ目に、富山県の感染者数は累計で2万人を超え、今後まだまだ増加する勢いですが、舟橋村として、感染者数と感染者の推移、年代別の感染者数、これまでどのような

値を示しているのかお聞かせください。

3つ目に、富山県から日々発表される舟橋村の感染者数は、本来の舟橋村在住者としての感染者の実数なのか。舟橋村として把握されている人数には相違はないのか。

これについては、住民の人から、いや、これは実際の感染者数と合っているのかというようなことを聞きますので、その辺も確認させてください。

4つ目として、コロナ禍にあり、去年はほとんどの事業が中止となり開催できなかったが、今後のイベント開催については、コロナ禍におけるイベント開催の在り方や感染症対策を取りながら行うような手法についても考えていくべきと考えますが、今後のイベント開催についての考えはどうでしょうか。

最後に5つ目として、感染者数、入院者数等々、ステージの判断基準はいろいろあると思いますが、舟橋独自のステージ判断基準はあるのでしょうか。

最後に、現時点で村民に求める感染対策をしっかりと周知していただきたいと思えます。

以上で通告しております質問は、全て終えさせていただきました。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 7番前原議員の新型コロナウイルス感染対応についての質問にお答えいたします。

要因については、詳しく分析はしておりません。しかし、集団生活を送るということは人との密接な関わりを持つということであるため、感染対策について留意するため、福祉施設や学校に対し、感染管理認定看護師による感染対策実地研修を行いました。また、今主に流行しているオミクロン株は無症状の方も多く、感染後の症状の発現にもばらつきが見られることから、手洗いやうがい、マスクの着用など一人一人が感染予防に努めること、体調不良時は外出を控え休養に努めること、早期の受診などを広報などを通じて周知していく必要があると考えております。さらに、今やっている予防接種体制を整え、希望者が接種できる体制を整えることが村の対応として重要と考えております。

舟橋村の3月7日現在の陽性者の数を年代別で示しますと、10歳未満が34件、10代が13件、20代が12件、30代が16件、40代が14件、50代が12件、60代が2件、80代が1件であり、年齢の低い方の感染が顕著であります。

また、県の発表以上の情報は村には来ないため、県の発表の人数を正式な人数として捉えております。

続きまして、コロナ禍でのイベントについて、村が主催または共催しているものについては、感染対策を念頭に、人数制限や内容の検討など対策を十分に行っております。しかし、村の関わっていないイベントについてはその限りではございませんが、公共施設で行われるものについては、感染対策の徹底などを呼びかけております。

ステージの基準については基本は県の基準としており、県の基準発表に合わせ、村対策本部会議を招集し、課長以上のメンバーで村としての対応を話し合っております。

また、村内での感染者が多く出た際には、村として人と人の接触を避けるため、臨時的にステージを上げた対応を対策本部会議で話し合い、決定したところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 教育長 早川誠一君。

○教育長（早川誠一君） 私からは、ふなはしテトラ協働本部の今後とコミュニティスクールについてお答えいたします。

まず、ふなはしテトラ協働本部、以後「ふなはしテトラ」と申しますが、その令和3年度実施事業と成果についてご説明いたします。

先ほども、議員のお話の中にもございましたが、ふなはしテトラは、地域と学校のつなぎ役という性格上、その役割が機能することに意義があると考えております。そういう意味で、本年度は、まず村民の皆さんにその存在を知っていただき、子どもたちと関わっていただいている各種団体とのネットワークを構築することを目的としておりました。おかげさまで、皆さんから気軽に「テトラ」と呼んでいただけるまでに認知度が高まりつつあると捉えております。

昨年の6月議会でもご紹介しましたとおり、小学校での体験活動やクラブ活動の講師紹介、中学校での14歳の挑戦事業の受入先の交渉に始まり、子どもたちに関わっていただいている各種団体との連絡、調整及び相談を随時担いながら、あわせて11月のふなはし村民大会や広報ふなはしを活用して周知を図り、人材発掘にも努めてまいりました。

その結果、学校外の活動として、村内の大学生や高校生等に協力していただき、小学生対象の算数学習会を夏休みと冬休みに開きました。さらに、1月からは週2回開催しており、学力向上とともにコミュニティの場となりつつあります。

令和4年度の事業目的と取組につきましては、本年度に構築できたネットワークを生かし、さらに村全体の行事と子どもたちが関われる仕組みづくりを目的にしていま

す。例えば、ふなはしまつりとか、それから文化祭とか、そういったものを想定しております。

そこで、今週18日、現在の予定ではありますが、感染状況にもよりますが、関係者による懇談会を開き、令和4年度に取り組みたい子どもの見守り活動の強化、農業体験やボランティア活動の充実、さらに、先ほど申しましたふなはしまつりや地方創生関連事業との協働活動等について協議いただくこととしております。

次に、令和4年度に導入するコミュニティスクールの目的と今後の事業計画についてお答えいたします。

まず、この仕組みを導入する目的は、子どもたちや学校が抱える課題、これまでもいろんなところでもお話ししてきましたが、子どもたちの社会規範とか、それから社会性の低下、それから地域のつながりの希薄化、また学校の教職員の多忙化、こういった様々な課題がございまして、その課題の軽減と申しますか、解決に向けた取組。そして、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためであります。学校教育の方針を地域と共有し、かつ、ふなはしテトラの活動と一体的に協議して、地域ぐるみの教育体制をより強くするためにコミュニティスクールを設けたいと思っています。

本村の利点は、一貫教育を行う舟橋小中学校で一つの学校運営協議会を設置することができまして、しかも子どもたちの様子が見えやすく、学校に協力的な方の参画を得やすいということを認識しております。

これまで、導入に向けた準備状況を12月の総合教育会議で報告し、その協議会の規則、そして委員構成の案を承認いただき、2月の広報ふなはしにも入れ込んだチラシで、導入に向けて村民の皆様幅広く周知してまいりました。

そして、新年度、5月末に協議会を立ち上げ、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。

なお、より詳細に説明するパンフレットも作成中でして、様々な会合で紹介してもまいります。

先ほど評価ということもお話の中にございしましたが、具体的な何か基準を決めてというわけではございませんが、今現在、ふなはしテトラ協働本部で統括コーディネーターの、先ほど個人名も出ましたが、日々の活動について、日報、それから月報、そういったものを私のほうも見せていただきながら、今どういう動きをしているのかということは常に把握しながら、そしてあの部屋に直通電話がつながったので、随時必要なときに

連絡を取り合いながら、十分活躍していただいているものと思っております。

このような道筋で、今後はふなはしテトラを中心に「学校を核とした地域づくり」、学校運営協議会で「地域とともにある学校づくり」の双方向の取組を同時展開し、小中一貫教育の方針を共有しながら、地域と学校が同じベクトルで連携・協働する仕組みを確立して、「教育村ふなはし」を末永く維持してまいりたいと思いますので、議員の皆様のご理解とご協力を引き続きお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 私からは、地方創生事業に関するご質問にお答えいたします。

令和3年度からの第2期地方創生事業につきましては、子育て共助のまちづくりの深化を図ることを目標に、「つながる安心感」と「関わる楽しさ」を醸成し、コミュニティを魅力としたまちづくりに向けた取組を行うこととしてスタートいたしました。

令和3年度の活動の軸となる柱といたしましては、これまでも実施してきた「月イチ園むすび」と、村で初めて開催した朝市での村産野菜の販売機会の創出による村の農業者支援と、年イチ園むすびや国際交流事業などで、村で取れた野菜を使っの地産地消の促進。中央青果市場とも連携し、朝市を子育て世帯向きに昼間に開催する「月イチひるいち」。子育てママのプチ起業を支援し、ハンドメイドを中心としたマルシェを月1で展開する「月イチばざーる」。村内各種団体の有志による、舟橋村の休日を豊かにする取組を行う「月イチむらふえす」の4つの柱を中心に事業を進めてまいりました。

月イチ園むすびは、コロナ禍にもかかわらず、参加者は昨年度より166人多い2,446人に上り、平成27年にスタートしてから最多の人数を数えております。

本年度は、これまでにない取組として、村の防災訓練と合同で実施しました防災学習キャンプを舟橋会館で行い、防災テントの設営や炊き出し、新聞紙を使った防災スリッパの製作など、実際に避難することになった場合を想定した体験を通じて、防災意識の向上を図りました。

7月には、舟橋産野菜の普及や地産地消、余剰野菜の活用を目的に「ふなはしあさいち」を開催し、村が特産化を図っているハートカボチャの販売や、ふなはし特産倶楽部の会員の方々がつくった野菜の販売等を行い、多くの方が舟橋産の野菜を召し上がる機会をつくることのできたと思っております。

また、氷見市での地引き網体験や韓国からの国際交流員を招いたカクテキづくり、細川での川釣りなどの体験型イベントを通じて、村に住む楽しさや村の魅力の発見につな

げ、舟橋村に住んでよかったと思える事業も新規事業として行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、幾つかの事業は中止になりましたが、第5次総合計画で定めた「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし」という村の理想の姿に近づく一步になったと感じております。

令和4年度は、村の理想の姿の実現に向け、昨年4つの柱を軸に、毎月何か楽しいことがあるというワクワク感と、子どもから高齢者まで幅広い方が気軽に参加できる事業を企画しております。

第2期地方創生事業は、日本一小さな村だけど、「舟橋村での暮らし、ちょっと楽しいかも」と思えること。家族みんなが「ちょっと楽しい」と感じてもらえること。「舟橋村での暮らし、ちょっと楽しそう」と思ってもらえる事業を通して、最終的な目標であります転入と出生率の向上につなげていきたいと考えております。

個々の事業につきましては、先日の全員協議会で資料をお配りしておりますので、詳細はそちらを参考にしていただければと思いますが、本年は昨年以上に楽しいと思っただけの事業を企画いたしましたので、ぜひ議員の皆様も参加者の一人となっただけたらと思います。

第1期地方創生事業では、役場と委託業者、外部団体による事業展開が多く、住民の皆様が活動が理解されにくい面があったかと思っております。そのため、村内の既存団体との連携を強化し、住民の方々にも活動を分かりやすく周知し、参加者や協力者を増やし、村の魅力を知ってもらうこととともに、村外にもPRしていくことが大切であると考えておりますので、議員の皆様にもご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

第1期地方創生事業の検証に係る第三者調査委員会につきましては、地方行財政に詳しい方を3名想定しております。政策参与を中心に収集いたします基礎資料を基に、8月をめどとして、おおむね3回の委員会で報告書の取りまとめをお願いしたいと考えております。

検証対象となる地方創生事業は、主として大きな予算を投じた半面、村民にとっては成果がなかなか目に見える形で表すことの難しかった委託事業を中心に検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 前原英石君。

○7番（前原英石君） ただいま、答弁ありがとうございます。

第三者委員会についてですが、先ほど加藤議員も言うておられたように、副村長のときと同様、名前、どのようなことをしておられる方が何人かというようなこともなく進めていかれたということでしたが、今回につきましても、その第三者に関しての名前、ここで発表されなかったわけですが、いつ、どのような時点で私どもにそれを公表していただけるのか、またこの場では話ができないのか、その辺ひとつ確認させてください。お願いします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 前原議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

第三者調査委員会の方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、高い見識を持った大学の先生等を想定しております。

委員は3名、そして、まだ名前等につきましては予算が通っておりませんので、4月以降、皆様方にこの方と、お名前をお伝えすることができるようになるかというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 前原英石君。

○7番（前原英石君） ただいま予算が通っていないとの説明でしたが、予算計上をされるときに、どの人にどのくらいの費用がかかる、ね、大学の先生だったらこのくらい、例えば公務員経験者であればこのくらいという形で予算を配れるはずですし、回数についても、先ほど答弁しておられましたが、よくその辺も、どういう形で予算を組まれたかというところをしっかりと説明していただけますか。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 委員の人選につきましては、今、最終、やっているところでございますが、まだ了解を得ていないというところもございますので、4月に入ってお名前等をご説明できるようになるものというふうに思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（森 弘秋君） ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時35分までといたします。

午前11時23分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○議長(森 弘秋君) ただいまの出席議員数は 6 人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番 竹島貴行君。

○6 番(竹島貴行君) 6 番竹島貴行です。

先ほど前原議員の一般質問にありましたけども、最近、コロナ感染が広がっております。当村で感染された方には、大変な日常生活を送っていらっしゃるのではないかというふうに心配しますが、一日も早い回復をお祈りし、心よりお見舞い申し上げたいと思います。

さて、私は、今回質問通告しております子育て支援政策についてと令和 4 年度当初予算についての 2 つを質問させていただきます。加藤議員からも私とかぶる質問もされておりましたが、私の質問においては、また担当課長、村長なり、私の視点に立って答弁を分かりやすく丁寧にしていただくことをお願い申し上げまして、質問に入ります。

まず、1 つ目に、子育て支援政策の質問をします。

1 2 月定例議会において、子育て世代を中心とした村民の皆さんから、学童保育運営に対する要望が請願書として議会へ提出されました。この案件は議員提出議案という形で審議され、全会一致の賛成により可決されました。このことは、議会が民主主義を基本とし、住民の要望を真摯に捉え、村に対して住民の請願を実現するよう決したものです。

そこで、議会が可決してから 3 か月たつ間に、当議案に対し、村当局は住民の要望をどのように理解し、その実現に向けどのような取組がなされたのか、担当課長に具体的な説明を求めます。

次に、村が取り組む子育て支援に当たる保育事業について質問します。

村は、保育事業サービスの充実を図るためという名目で、村営保育所を民営化にかじを切りました。そして、公募によるプロポーザル(提案)方式を採用し、事業者選定を行いました。その際、村は有識者と当局代表者から成る選定委員会を設け、公募に応じた事業者のプロポーザル内容を審査し、村が責任を持って保育サービスを提供できると判断した事業者を選定した上で、結果を議会へ報告しました。その結果が今の 2 つの保育事業者です。

しかし、事業者からのプロポーザル内容は住民に開示されていないと思いますが、私は、事業者の提案内容はサービス受益者である村民の皆さんに開示されるべきと考えています。

なぜなら、プロポーザル内容は、村と保育事業者の契約の根幹をなす約束事であり、保育事業者は約束事であるプロポーザル内容を履行する義務と、村はその約束事を保育事業者に履行させる義務があり、村は村民の皆さんに約束されたサービスを提供する義務があると考えからです。

また、サービスを受益する村の主である村民には当然知る権利があり、住民の目によるチェック機能が働くことにより、保育事業者にとっては負担になっても、保育事業者が舟橋村で保育サービスをよりよい方向に展開していくことは、サービス提供者としての保育事業者が舟橋村で成長を享受できるメリットもあると考えます。

そこで、村長に質問します。

このプロポーザル内容を村民の皆さんに情報開示すべきという私の考えに対し、どのように考えるか見解を伺います。

また、プロポーザル内容は、村と事業者との契約の根幹、そして約束事であるという解釈についての見解をお尋ねします。

私は、当議会が終わりましたら、当局の書類棚にしまい込まれていたこのプロポーザル内容を希望される村民の皆さんに開示するつもりです。そして、村民の皆さんに保育事業への関心と理解を高めていただき、村民及びサービス利用者である当事者と事業者が協力し、村長の言う子育て共助の村づくりに覚悟を持って取り組んでいただきたいと考えています。

次に、村は、保育事業としてプロポーザル内容を遂行するため、これまで施設建設や施設改修、保育事業の運営費等の公費を注ぎ込んできました。これまで村が保育事業に投資してきた額は累計幾らになるのか、また今後事業者が保育事業の運営を行うためのコストはいかほどになるのか、担当課長にお尋ねします。

次に、本年4月から舟橋村では保育所が2園体制となります。このことは、舟橋村で待機児童は出さないことを前提に、これまで以上に充実した保育体制を整えることに取り組んできたはずでしたが、既に待機児童問題が浮上してきているという現実、残念な思いをしているところであります。

現に生じている問題は以前から予測できたはずだと思いますが、この問題を解消する

ため、どのように対応がこれまでなされてきたのか、担当課長にお尋ねします。

次に、村では、保育園入所が難しい児童保護者に対し、育休の延長をお願いした上で育休協力金として1人当たり月額8万円を給付しています。しかし、村側の手続の不備で、協力金支給がされていない方もいたと聞き及びます。

この点について、村は状況をどのように把握され、支給漏れが生じているのか、また今後も育休延長協力金を続けていくつもりなのか、担当課長にお尋ねします。

次に、生計を立てるため子どもを育てながら働かなければならない事情を抱えている村民の皆さんに育休延長をお願いせざるを得ないという事態は、自治体として村は機能していないと危惧します。

村長には、村や村民のために行使する権力が付託されています。その村長は政治家として行政をリードし、政策を打ち出すことで成果を上げる責任があると私は思っています。その意味で、待機児童問題を解消する責任は村長自身にあります。

村の一方的な都合により、育休延長協力金を保護者個々へ支給しても、お願いされた保護者の中には会社との関係でうまく対応できない人たちもおり、退職に追い込まれる人もいるのではないかと心配します。また、育児のため一旦退職した人たちは、育休が終われば改めて生活の糧を確保するため再度就活を行うことになると思いますが、以前の職場に復帰できる方はよいとして、職場復帰できず再就職につながらない人が出た場合、村はその人たちを人ごととして済ますのでしょうか。村長の見解をお尋ねします。

1つ目の質問の最後にお尋ねします。

舟橋村が取り組んできた子育て共助の政策は、地方創生の観点から、子育てに優しい舟橋村として村内外にアピールし、若い世代の人たちを村へ呼び込むことで、人口減少といびつな人口構成に歯止めをかけていこうとする取組です。そして、これまで村の児童は村が責任を持って受け入れるということを前村長は述べられていました。この取組は村長が変わったからといってほごにできるものではなく、この子育て政策を推し進めてきた結果が新年度の保育所2園体制へつながっています。

村外から移住された人たちの中には、村の子育て政策を評価し、保育園入所も受け入れてもらえる信じ、移住してきたという人たちもいます。今後の保育園への受入れ体制について、子育て世代の人たちに村としてどのように説明されるのか、村長の見解をお聞きします。

次に、2つ目の質問をします。令和4年度当初予算についてです。

予算概要についてマスコミ発表が行われ、2月15日の朝刊に村長の談話として、保健・医療・福祉と子育て・教育の充実、農業振興などに財源を優先配分し、これまで以上に堅実な行財政運営を基本に、住民ニーズに即したサービスを図るため、最少経費で最大効果が生まれるよう配慮し、予算を編成したという記事が掲載されていました。

議会にも一般会計の概要説明がなされましたが、聞く力量不足から、幾つもある予算概要のタイトルに目移りし、中身の理解が私自身十分ではありません。しかし、支援者の皆さんに予算について内容説明を行うため、中身についてより詳しく理解しなければなりません。

村の予算は村のため村民のために具体的に政策を実現させるためのものですから、村長が当初予算でぜひとも実現しようと考えていることを具体的に説明いただき、私も支援者の皆さんへの説明につなぎたいと考えています。

ですから、村長が令和4年度予算の目玉としてどのような政策を打ち立て、最終的な成果として何を実現させようとしているのか、改めて村長にお尋ねします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 6番竹島議員の子育て支援政策についての質問にお答えいたします。

請願につきましては、毅行福祉会と共有しながら話し合いを進めてまいりましたが、やはり幼児保育と学童保育を同施設で行うに当たり、環境的に難しく、十分なスペースを確保できないため、習い事の提供や駄菓子屋の開催は、次年度は舟橋会館に移すという形を取らせていただくことといたしました。

習い事につきましては、広報でもお伝えしましたとおり、そろばん教室、書道教室は舟橋会館へ、ボール遊び教室は常願寺川公園スポーツクラブへと会場が移ります。

請願書にも上がっておりました学童保育からの習い事への入退室につきましては、連携体制の強化を図り、大人による送迎があるものは安全確保ができるものと判断し、ZERO、スポ少に加え、バンドリーの各教室については可とし、それ以外のものにつきましては不可といたしました。

それを踏まえて、ZERO、スポ少、バンドリー以外の習い事に行かせたいが、家へ帰すのは心配というお子さんへの対応として、舟橋会館での習い事の見守り事業を行うことといたしました。

利用料は無料となりますので、学童保育と重複して保育料を支払う必要はありませんので、ご家庭の負担にはならないものと思っております。

習い事で学童保育を利用しない日も、見守りという大人の目のある場所で過ごすという事は、保護者の方の安心につながるのではないかと考えております。ただ、保育ではないため、居場所の把握や送迎の確認等は行いません。迎えに来るまで会館にいる等、各ご家庭で利用の仕方や約束事を決めていただき、必要に応じた利用をしていただければと思っております。

駄菓子屋さくらんぼにつきましては、降園後の親子が行きやすく、また子どもたちが遊べる環境ということで、晴天時はオレンジパークにて開催するという報告を受けております。雨天時はどうするかということで協議し、今まで開催できなかった雨天時や猛暑時は、舟橋会館ホールにて開催することといたしました。天候等に左右されず、安定的にイベントを開催することができるようになります。今後も地域の交流の場として多くの方が足を運ばれるものと思っております。

一方で、毎週水曜日、駄菓子屋さくらんぼを利用していた学童の子どもたちは、施設外での開催に伴い、利用できなくなります。学童保育を担う毅行福祉会にも、利用できるようにしてほしいという要望が上がっていたことをお伝えし、協議いたしました。

4月以降、子どもたちと一緒に計画を立てていく中で、子どもたちから要望が上がった場合には利用させてほしい。子どもの気持ちに沿う形で必要に応じて取り入れていきたいとのことでしたので、さくらんぼ側にもその旨を伝えたところ、その場合はいつでも受け入れますとのお返事をいただいております。

オレンジパークや舟橋会館といった公共の場で開催することは、多くの人の目にとまり、新たな集客にもつながります。とてもよいイベントでありますので、会場が変わることさらに様々な方が足を運ばれ、新たな交流が生まれるのではないかと考えております。

請願書の記載の中に、当施設とは別に、新たな学童保育施設の創設というご意見がありました。現在の利用人数を考えますと、学童保育施設が不足しているということではなく、村としてさらに創設することは現時点では考えておりません。

しかしながら、今まで村内には、そこにいると保護者が安心できる、子どもたちが十分に遊べるといった場所は学童保育施設しかなく、特に就労しておられる保護者の方は学童保育を利用するという選択肢しかなかったようにも感じられます。

放課後の児童の居場所については、以前から、誰かの家ではない、公共の遊べる場所を望む声があり、今回、習い事の見守りの設置を機に、その声に応える形で、小学1年生から4年生が自由に遊びに行くことができる遊び場を設けました。

しっかりとした大人の見守りが必要な低学年については、学童保育を利用する方が多いと思われていますが、3年生くらいになると、放課後は仲のよい友達と一緒に遊んで過ごしたいというようになってくるのではないかと思います。

子どもたちには、友達と一緒に過ごすことができ、また困ったときに気軽に頼れる大人のいる遊び場を気軽に利用していただきたいと思っております。

4月からは、学童保育施設だけでなく、遊び場のある舟橋会館やオレンジパーク、図書館と、子どもたちが過ごす場所の選択肢が増えます。子どもたちが地域の中で多くの大人に見守られながら、自分の居心地のよい場所を見つけて放課後を過ごせるようになることが理想であると考えております。

その場所が学童保育施設なのか、見守りや遊び場なのかは、お子さんそれぞれかと思っておりますので、各ご家庭でそのときのお子さんに合った過ごし方を見つけ、利用していただきたいと思っております。

続きまして、プロポーザルの件についてでございます。

プロポーザルは、実施要領に基づいて各団体から企画提案書をいただき、審査会で優先交渉権者を決定し、基本協定を締結しております。

それで、一連の流れは、議員ご指摘の契約の根幹をなすものと理解しております。

公開については、要請があれば、条例等の規定に基づいて真摯に対応したいと考えております。

保育事業を遂行するために行ってきた建設事業等については、まずは平成29年度に、ふなはしこども園の底地の造成費用として約4,000万円を支出しております。ふなはしこども園の園舎の建設については、YMCA福祉会の発注で約3億4,600万円かかっており、そのうち村からの負担金として7,280万円を支払っております。令和2年度には、すきっぷ園の建設費として6,765万円を支払っております。また今年度は、こどもきちの屋上防水等改修工事として2,739万円を支払っております。これら建設費関係で約1億6,784万円になります。

こども園の運営費については、平成29年度が約9,900万円、平成30年度が約9,000万円、令和元年度からことり園が追加になりまして、こども園、ことり園合

計で約1億1,900万円、令和2年度が2園合計約1億6,160万円、令和3年度の見込みが2園合計約1億6,300万円となっており、年々増加傾向になっております。また、今年度から運営しているすきっぷ園につきましては約4,340万円の見込みであります。来年度の運営費については、こども園が約1億2,400万円の見込み、すきっぷ園が約8,000万円の見込みとなっております。

待機児童対策については、各園に保育士の増員をお願いしているところで、各園で常に募集をかけていますが、応募がない状況が続いております。

入所できない人には育児休業延長補助金、在宅保育推進補助金等を支給予定としております。また、認可外保育施設を利用された場合の利用料についても、村で算定した保育料を超える部分については補助をする予定であります。

育児休業延長補助金については、令和2年度中に入所申込みをされたが、入所できなかった方へ支給しておりました。今年度及び来年度についても、同様に支給予定としております。今後も継続するかについては、状況を見て判断いたしたいと考えております。

加藤議員の答弁でも申し上げましたが、子育てしやすい環境を選んで舟橋村を選択していただいた保護者の方には、大変寂しい思いをさせて申し訳なく思っております。

今回は出生数の大幅な伸びが施設の受入れを圧迫して、保護者の方に大変ご迷惑をおかけいたしました。2園体制で臨んだにも関わらず、成果を上げることはできませんでした。

令和4年度には、今後の出生数を予測して、預け入れを希望される保護者の方に対して、こども園や保育所の園長さんとしっかり連携を取り、安心して預け入れる環境づくりや、去る3月11日に会館で行いました子育て世代の方の意見交換会で出た指摘についても真摯に向き合い、誠心誠意努力してまいりますので、議員のご理解をお願い申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 私のほうからは、令和4年度当初予算についてご説明をさせていただきます。

令和4年度より、国が推進しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を舟橋村でもする予定にしております。この事業は、これまで個々に取り組んできていたものを地域包括支援センターや医師会等の医療専門職の団体、デイサービス等の介護事業所などと連携を図った事業展開を行い、住民や地域の特性に合わせ継続的な支援体

制を構築することとしております。医療専門職がコーディネートを行い、福祉職や事務職各々が、共通の目標である、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会を目指します。人口動態や医療データ、事業参加者の生の声を反映し、村の地区の特性や個別性などを考慮に入れ、各種団体と協力しながら事業展開を行うことで健康寿命の延伸を図りたいと考えております。

令和4年度の保健衛生部門の新規事業として、がん治療フォロー事業を行うこととしております。この事業は、予防接種などで獲得した抗体を骨髄移植等で失った方などに対し、再免疫を獲得するための定期予防接種を受けることができるよう助成するほかに、骨髄を提供するために仕事を休むなどする方に対し、休んだ分の減収補填のための補助金を支給するなど、がん治療を行う方や治療に協力する方に対し支援していくことを目的としております。

また、ライフステージに合わせた歯科事業を拡充します。歯の生え始めの乳児期に歯ブラシの選び方やブラッシング指導を行うことで、歯みがき習慣の獲得支援を行うことを新規事業といたしました。また、これまでも行ってきた歯周疾患検診の受診率の向上を目指すため、集団健診の会場や地区サロンでの声かけやはがき送付による受診勧奨などを強化いたします。さらに、特定健診や後期高齢者検診等の健康診査の受診勧奨に力を入れ、住民が健康に対する意識を高めるきっかけづくりを行うこととしております。

子育て支援に関することでは、4月より民営化することになった学童保育室では、開所時間の延長や給食の提供が可能となり、より利用しやすい施設となります。また、会館でそろばん教室や書道教室など習い事をする児童に対して見守り事業を行い、ミニ児童館的な役割を持たせることにより、会館が、年代を問わず、村民の皆さんが集える場になるものと考えております。

農業振興につきましては、令和3年度に担い手や集落での座談会を開催し、今後の農業についてのアンケートを取りました。令和4年度には、そのアンケート結果を基にドローンによる薬剤散布事業や農業経営体育成事業に取り組んでまいります。

教育の充実については、まず学校教育におけるICT教育の推進のため、児童生徒用タブレット端末にAIドリルを導入し、個々のペースで基本的な学力の定着を促します。

また、中学生用には英語検定用ドリルも導入し、学校外の英語教室（10回）と併せて英語検定の受検を促進し、受験料の約半額3,000円を補助したいと考えております。このことにより、保育園児から中学生まで親しんだ英会話力の成果を試す機会にし

たいと考えております。

また、小学校図書室の蔵書を電子登録し、登録済みの中学校と併せて村立図書館と一元化を図ります。これで、小中、村立図書館の相互検索が可能となり、学校にいながら村立図書館の図書を検索できますので、読書好きな児童生徒がさらに増えることを期待しております。

社会教育では、ふなはしテトラ協働本部に加えて、小中学校合同の学校運営協議会を設置し、コミュニティスクール化します。このことにより、地域学校協働活動の一層の定着を目指します。

令和4年度当初予算につきましては、これらの事業に対し重点的に予算を配分いたしまして、保健・医療・福祉・農業の振興、そして教育の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） ただいまの答弁を聞いて、半分がっかりです。

私は、まず村長に申し上げたいのは、予算について質問しました。予算というのは、これは一つの、村をつくるための物語がそこに書き込まれています。その中で、行政のトップとして、何が政策としてそこに盛り込まれているのか。その思いというのは、私は熱いものがあるんだろうというふうに思います。

今の答弁におかれましては、担当課長が書いた答弁の原稿そのものを読んでおられるだけというふうに感じました。そこを、やはり行政のトップという、そういう自覚を持っていただいて、自分の思いをもっと前面に出していただきたいと私は期待しながら…

…。

村長を責めているんじゃない、叱咤激励ですよ。これは、村のために自ら何をするんかということをもっともっとアピールしてほしいというふうに思います。

それから、1番目の答弁におきましても、私はわざわざ担当課長、それから村長という、そういう区分けをして質問原稿をつくって渡してあります。これに関して全部担当課長が答弁をされるというのは、これは質問した側においてはちょっと失礼だなというふうに思います。

なぜその中で「村長に」という、そういう書き方をしたかということ、私は村長に情報開示ということ、それから今後の保育事業の取組について質問したわけでありまして。これは担当課長が決められるものではない。トップ判断においてやるものだというふうに

考えたから、そういうふうに質問したわけであります。

もう一つ、学童保育におきましても、これは担当課で一生懸命考えられたということは分かりました。だけど、ここで問題にするのは、請願書という、住民からのそういう要望が上がっているにもかかわらず、当局だけでその中身を、あ、こうしたらいい、ああしたらいいという、そういうふうに取りまとめて、それを住民の皆さんに押しつけるように出していると。じゃ、住民の皆さんの気持ちがそこにあるのかということであります。

私は、12月議会から3か月たった中で、もっと住民の皆さんと、ニーズの中身は何かという、そういう交流というか、意見交換をしながら対応策をまとめていただきたかったということを強く感じるわけであります。

それから、3月11日に、加藤議員からも質問がありましたが、待機児童についての意見交換会がお母さん方の主催で開かれました。私はその話を議員として拝聴してきましたが、そこにお母さん方の切実なるそういう思い、当局に対する、行政に対する怒りを感じました。現状、自分たちはどうしたらいいんだろうという不安とともに、そういう怒りを感じたわけであります。

これは行政に対する保護者、住民の不信感でもあります。自分たちが考えて、それを住民に押しつけるという、そういうガバナンスがあるとすれば、これは社会主義か共産主義しかありません。民主主義というのは何かということを考えていただきたい。

これまでも保育所の問題に対して、入園できるというふうに幾度も聞いていたのに、今、入れないという、そういう思い。それから、その中で出た話ですが、村長は、これまでこの村、急激な人口増を防ぐため新たな団地造成は認めないと私は聞いてきたつもりでいます。しかし、3月11日に保護者の皆さんから、いや、東芦原に団地造成ができると聞いた。これって、村が失敗したというか、今待機児童の問題が生じる根幹になっている舟橋とか竹内の団地造成の二の舞になるんじゃないかという、そういう不安も出ていました。

村長は、この件についてどういうふうに説明されるんだろうと。これは質問しますので、お答えいただきたいと。

これまで新しい団地を造らないと言ってこられた人が、蓋を開けたら、団地造成が始まりますと。これって、ちょっとないんじゃないかと。

今後、じゃ、待機児童の問題がますますひどくなった場合に、村としてどういうふう

に取り組んでいくんだと。政策としてどういうふうに打ち出していくんだと。これは役場職員ができることじゃない。村長が政治家として政策を打ち出していかなければならない問題ですよ。今ある問題も解消されないのに、何でこういう話が出てくるんかということに対して、私は不信感を感じます。

それから、加藤議員の質問の中にも、4,000人を目指すという、そういう言葉がありました。4,000人を目指す中において、以前は、前村長は産官学の連携で地方創生総合戦略、人口ビジョンというものをつくって、途中途中の何年後に人口どれだけというKPI、努力目標をつくってやってきたんですよ。本当に残念なことに、前村長は自らその戦略をねじ曲げるような判断をされたという経緯があって、今、待機児童、待機児童という、そういう問題が出ています。

古越村長は、新しい団地が開発されるということについて、どういうふうに考えているんだと。自分が言ってきたことと違うんじゃないかというふうに考えますので、この点について質問します。

それから、お母さん方、お父さんもおられましたね。その中で、村はベビーファースト運動に参画したという言葉がありました。私、このベビーファースト運動って初めて聞いた言葉でしたので、これについては担当課長から説明を求めたいと思います。

あと、いろいろ聞きたいことがあるんですが、以上、再質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 私のほうから、竹島議員さんの再質問のベビーファースト運動についてお答えしたいと思います。

すみません、今急にいただいたものでして、頭の中がちょっとこんがらがっている状態なんですけど、ベビーファースト運動は、日本青年会議所だったと思うんですけど、その方が、富山県内でベビーファースト運動、子育て世帯に優しい環境づくりを首長自らが行ってはどうかという提案がありまして、新田知事も賛同されていまして、その結果、ホームページに載せてPRしてはどうかという話があって、その話を村長にいたしたところ、村長から、分かったということで、「小さな村に笑顔かがやく ふなはし」だったかな、ちょっと……。村長自らが掲げられたメッセージを使って、ホームページにアップさせていただいたところでございます。

その運動については15市町村が全部参加したというふうに聞いておりますので、私

としては、ちょっとすみません、今お答えできるのはこの範囲しかないんですけど、よろしく願いいたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 竹島議員さんの再質問についてお答えをいたします。

新たな団地の造成というふうなお話が出ましたけど、この件につきましては、今後舟橋村が伸びていくと、人口増を図っていくという意味において必要だという判断をして許可をしたということになっております。

あと、水道で4,000人を目指すというふうなお話もございましたが、4,000人を目指すということではなくて、これは4,000人までは可能であるということをご理解をいただきたいというふうに思っております。決して人口4,000人ということを目指しているわけではございませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） ベビーファースト運動につきましては、ホームページを確認させていただきます。

もう一つ、担当課長に質問したかったことは、先ほど言い忘れましたけども、12月議会から3か月経過して、その間に当局の中でいろいろ検討されているのは分かる。だけど、その対策について、住民の皆さんとどういう交流を図ってきたんだということですよ。そこにやはり皆さんの気持ちが入り込まないと、皆さんは納得したものとならない。

この待機児童というのは、これは私から言わせれば、行政における被害者ですよ。救ってほしいというふうな思いが救われないという現実、これはそういう人たちにとって非常に心苦しいというか、苦しいものです。それに応えるための政策というものを村当局は打ち出していないかん。

私たちは議員として行政の監視、チェックがあります。その中で、うまくいってないということ、現実、見えていますので、これってちょっとおかしいだろうという話をさせていただきます。

それから、今、団地の話については、村長は将来の人口増を見込んで許可したと。それって、だけど、その中身って何があるんですか。この人口増を図っていくということは、やはり自治体、村としていろいろ村づくりの戦略があります。その戦略で、先ほど

私、K P I という話をしましたが、ここ何年後には何人になって、そのときにはどこどこが足りない。例えば水道のインフラが足りないとか、今の保育所が足りない、小学校はどうなるということも踏まえながら、そういう戦略というものを打ち立てていくべきもんじゃないでしょうか。それによって村の投資額もどんどん、どんどん変わっていく。その中身が全然抜け落ちてしまっている。ただ単に増やせば、それでいいという。それって、ちょっと行政としてはおかしいと私は言います。

それから、私は、12月議会、最後に田中課長と古越村長に聞きました。田中課長には、公務員って何という言い方をしました。答えていただきましたが、私が思う公務員というのは、「公務員」、字のごとく、公に務める人と書きます。公というのは舟橋村の住民の方です。住民のために、職員の皆さんは一生懸命働いていただいている。だから、公務員であります。一般民間のサラリーマンとは違うということです。

それから、古越村長に私は自治体についてお聞きしたと思います。自治体の「自治をする」という、その自治って何かということ。それは、舟橋村に住む人たちには住みたいという思い、そういう自分たちが住みやすいということを思っておられることを集約して、それを村づくりに生かしていく。それが私は自治だと思います。そういう、みんなが、あ、いい村だねということを実現するため、この自治体がある、地方公共団体があるということです。

村長は、行政においてそのトップに立っておられる。村長は偉いとかそういうんじゃない。私は思うのは、村長は本当にいろいろ権力を多く付託されていますけども、それは自分のために使うんじゃないくて、村や住民のために、住民たちが満足できる村づくりができるように権力を使っていくということでもあります。

そういう意味からいって、非常に村長の責任は重いんです。だから、その重さを自覚していただいて、もっと村や村民のために働いていただきたい。要は、働いて責任を果たして、責任を果たすということは仕事をするということです。ちょっと釈迦に説法かもしれませんが、この私の意見についてご理解いただけるのかどうか。これは村長にお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの田中課長には、今言いましたように、ニーズが上がってきているにもかかわらず、ただ単に一方的に自分たちで考えて、村が住民の皆さんにそれを押しつける。それってちょっと違うんじゃないかという、そういう思いを持っております。

この点について、3か月をかけてどういうふうな取組をされたのか。皆さんとどれだ

けのことを話しされたのか。それについて質問をさせていただきます。よろしくお願ひ
します。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 竹島議員さんの再々質問についてお答えいたします。

請願書が出てから3か月は何をしておったということでございますけど、うちの役場
内でも検討させていただいて、そのときに住民のニーズを把握するための会合等は開い
てないのが実情でありましたので、今後は、アンテナを高くいたしまして、子育て世代の
方の意見交換会とかで出た指摘等も再度真摯に向き合わせてさせていただいて、誠心誠意努力
してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 今ほどの竹島議員のお話、私は全く同感だと思ひます。

議員おっしゃるとおり、村長は行政のトップとして住民の生活安定に全力を尽くすと
いうことが一番の仕事であると思ひますので、できる限りのことを行ってまいりたいと
いうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 1番 古川元規君。

○1番（古川元規君） 1番古川元規です。それでは、私からは、通告どおり、有機学校
給食による農業ブランディングについて、この1点に絞りまして質問をさせていただき
たいというふうに思ひます。

昨今、野上元農水大臣の発案によりますみどりの食料システム戦略によりまして、有
機農業への関心が高まっております。また、それとともに、学校給食に有機米や有機野
菜を使う有機学校給食（オーガニック給食）に対する関心が高まっております。

その背景には、子どものアレルギーや発達障害、食材の安全性、保護者の経済的困窮、
食品ロスなど、現在の学校給食が抱える多くの問題が指摘されています。また、有機学
校給食によって、地域に有機農業を広める効果があることが報告されています。

実際、有機学校給食は、ヨーロッパ、アメリカ、韓国、ブラジルなど世界中で広がり
を見せるとともに、国内においても、千葉県いすみ市では、通常のお米価格と有機米と
の差額を市が補填することで、市内全ての学校給食に使われるお米の有機米使用率10
0%を実現し、今ではお米以外の農作物についても、少しずつ地元有機食材の導入を進
めています。その結果、農作物のブランド化と農業者の所得向上はもちろん、住民幸福

度の向上にもつながっています。

農業者がなかなか有機農業に取り組めない大きな理由は、新たなコストをかけて有機農業を行っても、そのコストに見合うだけの販売先を確保できるかどうか分らず、リスクが高いということが挙げられます。給食で安定的に使われるということが分かっていたら、農業者も有機農業に取り組みやすくなります。

また、学校給食に有機食材を使うことは、子どもたちにもメリットがあると言われています。アメリカ、イギリスでは、刑務所に入っている受刑者にミネラルを十分に含むサプリメントを提供したところ、所内での暴力沙汰が4割も減ったという研究があります。その研究を受け、アメリカのウィスコンシン州にある学校では、地元の有機パン屋と組んでオーガニックの無料給食を学校で取れるようにし、校内に置かれた清涼飲料水の自販機も撤廃し、代わりに水や果物ジュースを置くようにしました。すると、ドラッグ、飲酒、銃携帯、暴力で荒れていた学校の雰囲気が一変し、学生たちも落ち着き、集中力も上がり、勉強に集中でき、成績も上がりました。さらには、校内警備のために雇われていた警察官も仕事がなくなったそうです。

有機給食だけで成績が上がるというのは多少言い過ぎかもしれませんが、これはもともと性格的に素直で普通に勉強もできるはずの子どもの本性が、ミネラル不足の食品によってゆがめられていたものが正常化して、本来の姿に戻っただけではないかと言われています。

アメリカのジャンクな食品事情と日本の学校給食では、もちろん現状は全く違うとは思いますが、体と心を形づくる食に投資することは、子育ての村としての舟橋村の価値を高めることにもつながると考えます。

富山県においては、学校給食で有機米使用率100%を実現している自治体がない今こそ、いち早く有機給食の実現をすることが農業ブランディングにつながります。二番煎じでは、その効果は大きく薄れてしまいます。小手先の農業支援よりも、有機給食の実現こそが農業の基軸産業化と持続的な農業振興の大本命であると思います。

ぜひ、その実現への調査と秋からの試験導入、そして来年度からの有機学校給食の実現に向けて歩みを進めていただきたいと思います。当局のお考えをお聞かせください。

○議長（森 弘秋君） 教育長 早川誠一君。

○教育長（早川誠一君） 1番古川議員の、有機給食支援による農業ブランディングの提

案についてお答えいたします。

議員のご説明のとおり、農林水産省では持続可能な食料システムの構築に向けたみどりの食料システム戦略が進められ、また令和3年から7年度までの5か年の第4次食育推進基本計画に、食育推進の目標の一つに、環境に配慮した農林水産物・食品の選択が掲げられております。

本村の小中学校における食に関する指導の一環として、地場産食材の活用を通じて、郷土の食文化への関心を高める指導を行っております。具体的には、村の予算からレタスやニンジン、ネギ等の地場産食材を学校給食で取り入れ、実際に収穫体験をさせていただいたり、生産者を招いて会食をしたりしております。

議員ご提案の有機農産物については、一昨年度11月の食育月間で初めて有機米を活用し、生産者である議員との会食ができたと聞いております。そして本年度は、有機野菜の日、学校のほうでは「エコ給食の日」と言っているそうですが、このエコ給食の日を設けて、旬の野菜と米を取り入れた給食を小中学校とも5回実施できました。

子どもたちからは、苦手だったけれども、このキュウリなら食べられるとか、舟橋村の有機野菜だよという、関心を寄せる声があったと聞いております。議員をはじめ生産者の皆様には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

このようなことから、食育の推進と併せて、SDGsへの関心や郷土愛を高める意味でも、今後も学校給食に有機農産物を活用してまいりたく、令和4年度にはエコ給食の日を増やししながら、子どもや保護者の反応を聞き取ってまいりたいと思います。

そして、その結果を参考に、村の農業ブランディング政策と併せて、地域と連携しながら学校給食を充実させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 古川元規君。

○1番（古川元規君） 今ほどは、ご答弁ありがとうございました。評判がよいというお話も聞きまして、大変うれしく思っておりますのでございます。

ぜひ検討をしていただきまして、取り組んでいただきたいと思うんですけれども、先ほど他議員さんからの質問の答弁の中にもあったんですけれども、農業の基軸産業化を目指す中で、いろいろとやっていますよという中で、例えばドローンへの補助金だったりとか、雪害への負担軽減であったりとか、もちろんそれは意味のあることだとは思いますが、「あさいち」の開催も別に悪いとは思わないんですけれども、それではやっぱ

り基本的には農業を基軸産業化するというのとあんまり関係ないというか、負担軽減にしかないのでは、根本解決にはつながっていないかなというふうに思います。

産業化するというのは、やっぱり他業種以上に農業が魅力的な仕事となって、農業を持続的に行っていく、そういう担い手がどんどん生まれていく体制だと思いますので、そのような体制を構築するための最適な近道として、この有機学校給食の実現というのは非常に全国的にも今注目されている手段でありますので、検討を進めていただきたいと思ひますし、またその進捗具合などを6月ないしは9月に再質問させていただくこともあるかと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○議長（森 弘秋君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（森 弘秋君） 次に、ただいま議題となっております議案第2号から議案第14号までは、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳 情 に つ い て

○議長（森 弘秋君） 次に、日程第2 陳情についてを議題とします。

（陳情の常任委員会付託）

○議長（森 弘秋君） 本定例会において受理した陳情1件は、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日 程 の 追 加

○議長（森 弘秋君） お諮りします。ただいま古川元規君から、議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第1として議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第1に追加し、議題とすることに決定しました。

議 員 提 出 議 案 第 1 号

○議長（森 弘秋君） 追加日程第1 議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明を求めます。

1番 古川元規君。

○1番（古川元規君） それでは、私から提案理由の説明をさせていただきます。

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以降、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、懸命な外交努力を重ねてまいりました。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立を承認する大統領令に署名し、同月22日、ロシアは両「共和国」との間での友好協力相互支援協定を批准しました。そして、同月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始しました。

ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為として、国際法違反であることは明白であります。

また、この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹をも揺るがしかねない深刻な事態でもあります。

よって、本村議会は、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、日本政府が強調した制裁措置に加え、緊急人道支援等の必要な対応を迅速に行う姿勢に強く賛同するとともに、重ねてロシアに対し、攻撃の即時停止と部隊の撤収を強く求めます。

以上、提案理由説明とさせていただきます。

令和4年3月14日、舟橋村議会、古川元規。

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

○議長（森 弘秋君） お諮りします。ただいま提出された案件について、この際、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を採決します。

議員提出議案第1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり承認されました。

散 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後 0時42分 散会